# 雲南市組織機構見直し方針

## 1. 組織機構改革における基本的な考え方

500k ㎡を超える広大な面積に本庁と6総合センター(健康福祉センター、教育分室)及び多くの教育関連施設、福祉関連施設等を運営する行政執行体制が雲南市の組織機構の特徴であり、また、多くの経費を必要とする一因でもある。この執行体制をどのような考え方で再検討していくかが今後の組織機構改革の要であると考えられる。

改革の基本的な考え方は、第一に、市民本意であることを前提に「市民が主役の 自治のまちづくり」が実現可能な組織とし、第二に、「雲南市行財政改革大綱」に 沿った組織とする。

この2点をベースとし、①徹底した内部管理経費の削減②行政サービスとコストの最適化③市民と協働のまちづくりの推進④市民負担の公平性の確保の4点を核に、最小の人数で最大の能力が発揮でき、職員の意識改革が促せる組織にする必要がある。

この考え方に基づき、「総合センター」「健康福祉センター」等出先機関を含むすべての部局から改革要素を拾い出し、再編に結びつけることとする。

その検討においては、①一日も早い雲南市一体化、一本化をめざすための組織とすること、②部局内外の課・室等の統廃合を推進すること、③「スクラップ&ビルド」の原則を貫き、組織が抱える課題解決ができるまでは新規セクションを作らない(課題解決に必要な場合の新設はこの限りではない)こと、④将来的には部局どうしの統廃合を行ない、よりスリムで機動性の高い組織をめざすこと、⑤統廃合後の部局内の課や室は5~6程度に抑えること、以上の5点を基本に置くこととする。

これからの行政経営は、市民・企業・行政が持つ様々な資源(人・物・金・情報) を最適に組み合わせ、市民にとってより満足度の高い公共サービスを提供していく ものでなくてはならない。

この点において、ひとつに「雲南市産業振興センター」を中心とした夢のある市の将来像を具体的に実現するための組織であるべきことも重要なポイントであり、また、公共サービスの価値・品質の確保を踏まえたうえでの民間委託や、市民サービスの向上と組織のスリム化の両方で利点のある電子自治体化への積極的な取り組みも推進する必要がある。

また、市民サービスの向上と組織機能の発揮の面から、各組織が同居し、部局内外を円滑に連絡・連携するための物理的空間の確保が課題であり、今後、組織機構改革を推進する上で、並行して「本庁舎」の取り扱いの検討が必要となる。

### 2. 具体的な取り組みの視点

組織機構を次の7つの視点で再編していくこととする。

① 市政の一体化、均一化をめざし、総合センター・健康福祉センター・教育

分室を含めた全部局及び全課・室等を再編し、可能な限りの統廃合を推進することにより、グループ制フラット化の機能が最大限導き出せる組織とする。

- ② 事業が頂点を超えた部署から年次的に組織の統廃合を行ない、将来的には 部局同士の統廃合を推進する。(部局内の課・室は5~6とする)
- ③ 定型事務は極力省力化に努め、災害、新規業務のほか、集中的に繁忙となる事務等が生じた際も、部局内外を超えた横断的な応援体制が可能なものとする。
- ④ 可能な限り、教育関連施設、福祉関連施設等の統廃合を推進する。
- ⑤ 新市建設計画に基づき、10年間で150人の職員削減の達成が可能となる組織とする。
- ⑥ 公的関与の妥当性を見極め、市民や利用者の意見も交えた指針等の策定を 前提に、市場原理が的確に働く領域については民間委託等も含めた公共サー ビスの提供手段を検討する。
- ⑦ 改革は、内部的な変更で終わるものから優先的に着手し、市民サービスに 直接影響があるものについては、市民への説明の機会を設けながら時点修正 を加味しつつ取り組むこととする。

# 3、現組織における課題

# 政策企画部

- ・ 行政評価制度とその推進体制を早期に確立する必要がある。
- ・ 協働のまちづくりとして、地域振興体制(地域自主組織の育成、公民館との 関わり等)を整備する必要がある。
- 国際交流推進体制〔ALT(外国語指導助手)とCIR(国際交流員)の配置〕を 検討する必要がある。
- 情報システム課が離れており、事務処理上非効率となっている。また、政策 企画部との関わりが少ない。

# 総務部

- 市長の行動調整や広報公聴を担当する秘書機能を充実する必要がある。
- 人事評価制度導入や給与制度改革などをふまえ、人事部署の体制を整備する 必要がある。
- ・メール便業務を見直す必要がある。

## 市民部

- ・ 滞納整理体制を強化する必要がある。
- ・ 地籍調査の早期完了に向けた体制整備が必要である。

### 健康福祉部

- 対象は同じでありながら、幼児・児童に関わる支援体制が福祉と教育の両部署に存在している。
- ・ 健康福祉センターを含め、部全体で80人を超える大組織となっている。部 と健康福祉センターの人員配分の検討が必要である。

・ 窓口的に健康福祉センターが総合センターと別の場所にあるところは、ワンストップサービスとなりにくい面がある。

# 産業振興部

- ・ 市の産業振興を担う「産業振興センター」及びそれに関連する体制を強化していく必要がある。
- 分庁舎(プレハブ)で市民にやや不便をかけている。
- 農林土木課における事業ピークを過ぎた後の体制を検討する必要がある。

# 建設部

- 事業ピークを過ぎた後の維持管理体制を検討する必要がある。
- ・ 市道、農道、林道の一貫した整備と管理が必要である。
- ・ 市民サービスと行政効率向上の観点から上下水道業務の一元化の検討が必要 である。
- 分庁舎で市民にやや不便をかけている。(下水道課の分離も課題)

# 水道局

- 工務2課の事務所が分離しており連絡調整上不便となっている。
- 事業ピークを過ぎた後の維持管理体制を検討する必要がある。

# 教育委員会

- 幼児・児童に関わる施策、事務の一元化が課題となっている。
- 教育委員会と教育分室の事務整理が必要となっている。
- ・ 公民館運営方針を早期に決定し、地域自主組織との関わりを整理する必要がある。
- 外郭団体の事務局整理が必要である。
- ・ スポーツ・文化教育事務の再編が必要である。(NPO 立ち上げ支援など)
- 学校、幼稚園、図書館、給食センターの再編が必要となっている。

#### 総合センター

- センターと本庁との役割分担があいまいなところがある。
- 現地解決が必要である一方、市の一体化とサービスの均一化が望まれている。
- ・ 総合センター、健康福祉センターが点在、分散し、サービス提供上やや不便 である。行政運営上も非効率である。
- ・ 権限・予算が本庁サイドに集中し、結果として総合センター所長の位置づけ が不明確となっている。決裁の流れも検討の必要がある。
- 「協働のまちづくり」実現の中核にある地域自主組織育成に向け総合センターの役割が重要となる。

### 出先機関その他

- ・ 小中学校、幼稚園、保育所等の施設が対象者に比較して数多く存在するため、 各施設に配置する職員が必要となっている。
- 異なる2つの学校給食の運営方式がある。
- 幼稚園の未設置地域があり、サービスが不均一となっている。
- ・ 電算システムについては将来に向け、性能、コスト、場所の3点からそのあ

り方を検討しておく必要がある。

#### 4、具体的な見直しの方向

- (1) 本庁組織
  - ① より横断的組織とするため部の統合を推進する。
    - ●総務企画部門、市民福祉部門、産業建設部門
  - ② 室課の再編と統合、グループ制、フラット化を推進する。

## 再編上の留意事項

- 総務企画部門(秘書広報機能強化、地域振興事業の推進、国際交流業務の一元化、人事管理の体制整備、行革関連部署の再編)
- 市民福祉部門(税務賦課・収納・滞納整理の体制強化、身体教育医学研究所の設置、包括支援センターの設置)
- 産業建設部門(産業振興センターの機能強化、工務系部門の再編)
- 事務局組織等(教育分室の廃止、社会教育・社会体育推進体制の見直し、 子育て支援業務・施策の一元化、上下水道部局の一元化)
- ③ 事業ピークを過ぎた部署から再編統合を進める。
  - ダム対策課、農林土木課、国県事業課、建設工務課、都市建築課、下水 道課、水道局工務課等
- (2)総合センター関連組織
  - ① 本庁と総合センターの業務分担を逐次整理する。
  - ② フラット化を推進する。(総合調整課と自治振興課の統合)
  - ③ 健康福祉センターとの同居を検討し、ワンストップサービスを目指す。
- (3) 出先機関(学校、幼稚園、給食センター、保育園)
  - ① 市民意向の調査と対話を重ねながら、点在する施設の統合あるいは民営化に ついて検討を進める。

## 5、平成18年度の組織再編

### 政策企画部

情報システム課を総務部所管とする。

### 総務部

- ・ 秘書室(総務課内)を設置する。
- ・ 人事評価制度や給与制度改革に対応していくため、総務課内人事給与グループを人事課として独立させる。

#### 市民部

- ・ 税務課内地籍調査グループを地籍調査課として独立させる。
- ・ 管理課に滞納対策グループを設置し体制強化を図る

## 健康福祉部

- 身体教育医学研究所を新たに設立する。
- 介護保険法の改正により、包括支援センターを設置する。

児童女性相談室を健康福祉総務課に統合する。

# 教育委員会

- ・ 教育分室を廃止し、学校教育業務を本庁教育委員会へ、社会教育業務は事業 及び外郭団体の事務局を整理し、本庁及び公民館等へ移管する。
- ・ 学社連携を図るため、各中学校を拠点に教育支援コーディネーターを配置する。
- ・ 学力向上、不登校対応等の施策展開をするため学校教育課に指導・支援グループを創設する。
- ・ 教育総務課内に施設管理グループを設置する。
- ・ スポーツ振興課に学校給食グループを加えて保健体育課とする。

# 総合センター

• 自治振興課と総合調整課を統合して自治振興課とし、総務部門と事業管理部 門の2課制とする。

以上